

グリーンエネルギーCO2削減等計画書

1 グリーンエネルギーCO2削減計画

1.1 グリーンエネルギーCO2削減計画の名称

太陽光発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画

1.2 グリーンエネルギーCO2削減計画に関わる設備（詳細）

別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO2削減事業リスト」1. 参照。

1.3 グリーンエネルギーCO2削減計画に適用される方法論

注1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論番号	種別方法論名称
<input type="checkbox"/>	P001	風力発電
<input checked="" type="checkbox"/>	P002	太陽光発電
<input type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、パガス等）
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電

1.4 方法論で定める要件への適合性

別紙2「グリーン電力要件チェックリスト」参照。

1.5 グリーンエネルギーCO2削減相当量の算定

注1) 「グリーン電力種別方法論」の4. グリーンエネルギーCO2削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{PC} = E_{PG} - E_{PS} - E_{PA}$$

$$E_{MP} = (E_{PS} + E_{PC}) \times CEF_{\text{electricity,t}}$$

1.6 国内クレジット制度及びオフセットクレジット（J-VER）制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1.7 本計画の始期及び終期

注1) 終期は平成25年3月31日を超えないこと。

始期：計画認定日

終期：平成 25年 3月 31日

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2.1 各グリーンエネルギーCO2削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注1) 各グリーンエネルギーCO2削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

以下の①、②、③の順にモニタリング及び報告する。

（一般家庭における体制図およびナビ・コミュニティ販売体制図(別紙4)を添付)

①一般家庭における作業

- 1) ナビ・コミュニティ販売(株)との間の契約にもとづくグリーン電力発電
- 2) 一般家庭に設置済の指定機器によるインターネット回線を利用した自動遠隔検針を実施

②ナビ・コミュニティ販売(株)担当者による作業

- 1) 一般家庭より自動遠隔検針にて収集した計測値をもとに計画書を作成
- 2) 検証機関への計画書送付(eメール・郵送等)

③検証機関による作業

計画書の検証

注2) 各グリーンエネルギーCO2削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO2削減事業リスト」4. 参照。

2.2 モニタリングの対象及び方法

注1) 「グリーン電力種別方法論」の5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
Eps	太陽光発電実施機関における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による自動遠隔計測
Epg	太陽光発電実施機関における太陽光発電発電電力量	kWh	検定済み電力計による自動遠隔計測
Epa	太陽光発電実施機関における太陽光発電補機消費電力量	kWh	補機容量に稼働時間を乗じた値
CE ^{Electricity,t}	太陽光発電実施機関における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh	デフォルト値を利用 $CE_{Electricity,t} = C_{mo} \cdot (1 - f(t)) + C_a(t) \cdot f(t)$ ここで、 t: 事業開始日以降の経過年 C _{mo} : 限界電源二酸化炭素排出係数 C _a (t): t年に対応する全電源二酸化炭素排出係数 f(t): 移行関数 $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{年}] \\ 0.5 & [1 \text{年} \leq t < 2.5 \text{年}] \\ 1 & [2.5 \text{年} \leq t] \end{cases}$

上記モニタリング方法による提出書類は別紙5の通り。

3 グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画

3.1 グリーンエネルギーCO2削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画」1. 参照。

3.2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画」2. 参照。

1. 事業計画(事業計画)	2. 事業計画(事業計画)	3. 事業計画(事業計画)	4. 事業計画(事業計画)	5. 事業計画(事業計画)	6. 事業計画(事業計画)	7. 事業計画(事業計画)
1-1	1.1.1	1.1.2	1.1.3	1.1.4	1.1.5	1.1.6
1-2	1.2.1	1.2.2	1.2.3	1.2.4	1.2.5	1.2.6
1-3	1.3.1	1.3.2	1.3.3	1.3.4	1.3.5	1.3.6
1-4	1.4.1	1.4.2	1.4.3	1.4.4	1.4.5	1.4.6
1-5	1.5.1	1.5.2	1.5.3	1.5.4	1.5.5	1.5.6
1-6	1.6.1	1.6.2	1.6.3	1.6.4	1.6.5	1.6.6
1-7	1.7.1	1.7.2	1.7.3	1.7.4	1.7.5	1.7.6
1-8	1.8.1	1.8.2	1.8.3	1.8.4	1.8.5	1.8.6
1-9	1.9.1	1.9.2	1.9.3	1.9.4	1.9.5	1.9.6
1-10	1.10.1	1.10.2	1.10.3	1.10.4	1.10.5	1.10.6
1-11	1.11.1	1.11.2	1.11.3	1.11.4	1.11.5	1.11.6
1-12	1.12.1	1.12.2	1.12.3	1.12.4	1.12.5	1.12.6
1-13	1.13.1	1.13.2	1.13.3	1.13.4	1.13.5	1.13.6
1-14	1.14.1	1.14.2	1.14.3	1.14.4	1.14.5	1.14.6
1-15	1.15.1	1.15.2	1.15.3	1.15.4	1.15.5	1.15.6
1-16	1.16.1	1.16.2	1.16.3	1.16.4	1.16.5	1.16.6
1-17	1.17.1	1.17.2	1.17.3	1.17.4	1.17.5	1.17.6
1-18	1.18.1	1.18.2	1.18.3	1.18.4	1.18.5	1.18.6
1-19	1.19.1	1.19.2	1.19.3	1.19.4	1.19.5	1.19.6
1-20	1.20.1	1.20.2	1.20.3	1.20.4	1.20.5	1.20.6
1-21	1.21.1	1.21.2	1.21.3	1.21.4	1.21.5	1.21.6
1-22	1.22.1	1.22.2	1.22.3	1.22.4	1.22.5	1.22.6
1-23	1.23.1	1.23.2	1.23.3	1.23.4	1.23.5	1.23.6
1-24	1.24.1	1.24.2	1.24.3	1.24.4	1.24.5	1.24.6
1-25	1.25.1	1.25.2	1.25.3	1.25.4	1.25.5	1.25.6
1-26	1.26.1	1.26.2	1.26.3	1.26.4	1.26.5	1.26.6
1-27	1.27.1	1.27.2	1.27.3	1.27.4	1.27.5	1.27.6
1-28	1.28.1	1.28.2	1.28.3	1.28.4	1.28.5	1.28.6
1-29	1.29.1	1.29.2	1.29.3	1.29.4	1.29.5	1.29.6
1-30	1.30.1	1.30.2	1.30.3	1.30.4	1.30.5	1.30.6
1-31	1.31.1	1.31.2	1.31.3	1.31.4	1.31.5	1.31.6
1-32	1.32.1	1.32.2	1.32.3	1.32.4	1.32.5	1.32.6
1-33	1.33.1	1.33.2	1.33.3	1.33.4	1.33.5	1.33.6
1-34	1.34.1	1.34.2	1.34.3	1.34.4	1.34.5	1.34.6
1-35	1.35.1	1.35.2	1.35.3	1.35.4	1.35.5	1.35.6
1-36	1.36.1	1.36.2	1.36.3	1.36.4	1.36.5	1.36.6
1-37	1.37.1	1.37.2	1.37.3	1.37.4	1.37.5	1.37.6
1-38	1.38.1	1.38.2	1.38.3	1.38.4	1.38.5	1.38.6
1-39	1.39.1	1.39.2	1.39.3	1.39.4	1.39.5	1.39.6
1-40	1.40.1	1.40.2	1.40.3	1.40.4	1.40.5	1.40.6
1-41	1.41.1	1.41.2	1.41.3	1.41.4	1.41.5	1.41.6
1-42	1.42.1	1.42.2	1.42.3	1.42.4	1.42.5	1.42.6
1-43	1.43.1	1.43.2	1.43.3	1.43.4	1.43.5	1.43.6
1-44	1.44.1	1.44.2	1.44.3	1.44.4	1.44.5	1.44.6
1-45	1.45.1	1.45.2	1.45.3	1.45.4	1.45.5	1.45.6
1-46	1.46.1	1.46.2	1.46.3	1.46.4	1.46.5	1.46.6
1-47	1.47.1	1.47.2	1.47.3	1.47.4	1.47.5	1.47.6
1-48	1.48.1	1.48.2	1.48.3	1.48.4	1.48.5	1.48.6
1-49	1.49.1	1.49.2	1.49.3	1.49.4	1.49.5	1.49.6
1-50	1.50.1	1.50.2	1.50.3	1.50.4	1.50.5	1.50.6

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会 御中

名古屋市熱田区金山町2-5-10
 ナビ・コミュニケーション販売株式会社
 代表取締役社長 清水 康人 印

申請中の「グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: Eco ナビ ソーラータウン2010年度期)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則 グリーンエネルギーCO2削減相当量算定方法論3.1(2)に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	太陽光発電で有り、左記(1)(2)を満たします。 認証基準2-3-1の(1)石油・石炭・天然ガス等の化石燃料による発電でないこと及び(b)太陽光発電に該当致します。	
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	発電量・売電量の測定に検定付電力量計を使用、且つ(2)の規定に準じ、電力量申請時には補機類での消費電力量を所内消費量から除きます。 認証基準2-3-2の(2)所内で消費されている電力に該当致します。	

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	太陽光発電の発電量のうち自家消費分をグリーン電力として取引することで、設備コスト回収の早期につながるが、発電者が太陽光発電設備を設置する動機づけになっていること及び、グリーン電力発電量を維持する為にかかる、パネルのクリーニング費用やメンテナンス費用を軽減して、グリーン電力維持するための補助となる。よって認証基準 2-3-3の(1)グリーン電力の取引行為が当該設備の建設における主要な要素であり、認証基準 2-3-3の(2)グリーン電力の取引行為が当該設備のグリーン電力の維持に貢献していることに該当します。	
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならぬ。	発電事業者とは環境価値移転契約款にて、グリーン電力の価値がグリーン電力購入者に帰属することを担保しています。	国内クレジット、オフセットクレジット(J-VET)等の環境価値の譲渡に係る制度との重複がないことを確認済み。
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をしていること。 (1) 環境への影響評価 (2) 個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	太陽光発電であり、発電事業者自宅屋根に設置されており、日照権の問題も含め、環境への影響はありません。	
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について認証センターに報告をしなければならぬ。	当該の太陽光発電システムを設置住宅について、地元自治体、周辺住民への影響はありません。	

2-3-7 情報の公開	<p>(1)グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。^{※1}</p> <p>(2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。</p>	<p>(1)個人情報に関してグリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会のみ公表となります。</p> <p>(2)契約時に説明を行います。</p> <p>認証基準 2-3-7 の(1)の(a)(b)並びに(2)に全てに沿うものと致します。</p>
----------------	---	---

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考
1	電気事業法	該当しない	
2	系統連係協議・電力受給契約	契約済み	添付資料:太陽光契約に関するお知らせ(受給契約書)
3	電気事業法における新エネルギー等の利用に関する特別処置法	自家消費に関しては特にさだめていない	
その他(景観条例・地元との協議等)			
・	景観条例等	特に無し	

※2…記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3…可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定計量器の設置について)

設置の有無	有の場合 ^{※4}	無の場合 ^{※5}	備考
有・無	平成32年2月～平成32年12月	設置予定年月: 年 月	

※4…設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク(有効期限)を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5…設備認定後に検定計量器へ変更する場合は、検定計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合 ^{※6}	
有・無 ^{※7}	助成機関の名称	補助金等の名称
		補助率(%)

※6…複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

検証結果報告書

平成 24年 1月 19日

ナビ・コミュニティ販売株式会社
代表取締役社長 清水 康人 殿

(住所) 東京都中央区勝どき 1-13-1
イヌイビル・カチドキ
(名称) 財団法人日本エネルギー経済研究所
(グリーンエネルギー認証センター)
理事長 豊田 正和
印

財団法人日本エネルギー経済研究所（グリーンエネルギー認証センター）は、ナビ・コミュニティ販売株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書」（排出削減事業の名称：太陽光発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画）について、「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則」に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

財団法人日本エネルギー経済研究所
(グリーンエネルギー認証センター)

1. グリーンエネルギーCO2削減計画の概要

グリーンエネルギーCO2削減計画名	太陽光発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画
グリーンエネルギーCO2削減計画申請者名	ナビ・コミュニティ販売株式会社
事業実施場所	岐阜県、栃木県、岡山県、愛知県、埼玉県、兵庫県、千葉県、三重県
事業の概要	Ecoナビ ソーラータウン 2010年度期
グリーンエネルギーCO2削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画」によると計画段階では保有予定者名は「未定」
事業期間	計画認定日～平成25年3月31日
方法論	$E_{PC} = E_{PG} - E_{PS} - E_{PS}$ $E_{MP} = (E_{PS} + E_{PC}) \times CEF_{electricity,t}$

2. 検証結果

○本事業のグリーン電力発電設備認定日は、平成23年2月17日。認定番号10P432（グリーン電力事務取扱要領2-1-(3)の規定に基づき、グリーンエネルギー認証センター内担当部署での書面審査にて設備認定承認に至った）。

○過去のグリーン電力量認証実績は、計2回。特段問題なく承認。

○設備認定の変更申請は、2回実施されているため、最新の資料一式を今回添付。

・1回目：平成23年6月28日（発電設備統合および名称変更：以下の②～⑦を①に統合し、名称を上記の事業の概要のとおり変更）

①Ecoナビソーラータウン2011年1月期2（認定日：平成23年2月17日）

②Ecoナビソーラータウン2010年3月期1（認定日：平成22年6月1日）

③Ecoナビソーラータウン2010年4月期1（認定日：平成22年6月15日）

④Ecoナビソーラータウン2010年6月期1（認定日：平成22年6月17日）

⑤Ecoナビソーラータウン2010年7月期1（認定日：平成22年8月11日）

⑥Ecoナビソーラータウン2010年10月期2（認定日：平成22年11月30日）

⑦Ecoナビソーラータウン2010年11月期1（認定日：平成23年2月1日）

・2回目：平成23年10月20日（設備情報（検定済計量器）の変更）

○また、このたび、グリーン電力設備認定申請時の審査資料および発電設備統合時の変更申請時の審査資料を確認し、今回提出されている「グリーン電力要件チェックリスト」にグリーン電力発電設備認定時の審査内容および変更申請の内容が反映されていることを確認。

○なお、他の修正箇所としては、様式 1-2 について以下の修正を依頼し、修正版を受領

- ① 本計画の始期を「計画認定日」に修正
- ② グリーンエネルギー運営・管理計画の報告方法および管理体制の追記
- ③ モニタリング方法の提出書類の追記

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO2削減計画がグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

3. 実施した検証手続の概要

事業が日本国内で実施されること	事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地およびグリーン電力設備認定申請時に提出された「受給契約書（個人情報につき開示不可）」の記載住所により国内実施を確認、また、自家発電設備による自家消費分であることは、「単線結線図」により確認。
方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること	「グリーンエネルギーCO2削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力の要件を満たすことを示す誓約書及びグリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の内容により確認。
方法論に基づいて実施されること	「グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の 2. 2 のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論（P002 太陽光発電）」にて確認。なお、提出資料については、別紙 5（モニタリング方法による提出資料）の提出資料により、「販売電力量 E P S：遠隔検針データ、発電電力量 E P G：遠隔検針データ、補機消費電力量 E P A：遠隔検針データ」であることを確認。
計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度に登録されていないこと	計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業は、「グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「国内クレジット制度及びオフセットクレジット（J-VER）制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト」2-3-4 環境価値の帰属の適合説明欄の記載内容により国内クレジット、オフセットクレジット（J-VER）等の環境価値の譲渡に係る制度との重複がないことを確認済との記載を確認。
グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がな	グリーンエネルギーCO2削減計画における事業を実施する者との合意に基づく適切な運営・管理については、「グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の 2. 1-①により、運営・管理者がナビ・コミュニティ販

されるものであること	売株式会社であることを確認し、別紙 5 (モニタリング方法による提出資料) に記載されている内容から各家庭の発電事業者との合意に基づいた適切な運営・管理がなされるものと判断できる。
グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること	グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理については、「グリーンエネルギーCO2削減等計画書(様式1-2)」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の2.1-①により、各家庭から発電された電力量は、各家庭に設置済みの指定機器によるインターネット回線を利用した自動遠隔検針により、ナビ・コミュニティ販売株式会社にて計測値を収集することを確認。また管理体制についても、別紙4(計量体制(電力量計量の管理体制))のもと適切に管理されるものと判断できる。
上記の記録・管理方法及び体制を示す文書(グリーンエネルギー運営・管理計画)が作成されていること	上記の記録・管理方法及び体制を示す文書は、「グリーンエネルギーCO2削減等計画書(様式1-2)」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の記載内容および別紙4(計量体制(電力量計量の管理体制))のとおり作成されていることを確認。
グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO2削減相当量の配分予定先を示す文書(グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画)が作成されていること	グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO2削減相当量の配分予定先については、「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画(様式1-2別紙3)」の記載内容により確認。

(添付資料)

・ 3. の各項目の根拠資料

- 1) 事業リスト(様式1-2別紙1)
- 2) グリーン電力設備認定申請時に提出された申請書
- 3) グリーン電力の要件を満たすことを示す誓約書及びグリーン電力要件チェックリスト(様式1-2別紙2)
- 4) グリーンエネルギーCO2削減等計画書(様式1-2)
- 5) 計量体制(電力量の計量の管理体制)(別紙4)
- 6) グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画(様式1-2別紙3)